

## 事業主の方へ

# 給与支払報告書の提出をお願いします

## 平成26年度(平成25年分)

### 給与支払報告書の提出

給与支払者は、前年分の給与について、給与の支払いを受けている方の1月1日現在(中途退職した方については退職時)の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出することとなっています。



※期日厳守のうえ、お早めに提出してください。

なお、給与支払報告書は、税務署への「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出とは別に、該当する市町村に提出していただくものです。

#### 【提出日】

平成26年1月31日(金) 必着

## 個人住民税 特別徴収への移行

地方税法ならびに本市条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務のある事業所(給与支払者)は、すべて特別徴収義務者として従業員の個人住民税(市・県民税)を特別徴収(給与天引き)するものと定められています。

特別徴収への移行にご協力をお願いします。

#### 【提出対象者】

平成25年1月1日から12月31日までの間に給与の支払を受けた方

※役員・正社員・アルバイト・パートの別や所得税の確定申告有無の別、支払給与の多少にかかわらず提出してください。

※中途退職した方、給与所得の源泉徴収税額表の乙欄・丙欄適用の方も提出してください。

#### 【電子申告】

eLTAX(エルタックス)の電子申告でも、給与支払報告書の提出手続きが行えます。

詳しくは、eLTAXホームページをご参照ください。

(<http://www.eltax.jp/>)

詳しくは、市税務課市民税担当(TEL32・3821/FAX33・3401)まで。

## 白色申告

### 記帳説明会

平成26年から個人で事業や不動産貸付などを行う全ての方は、記帳と帳簿などの保存が必要になります。

市税務課では、青色申告を行っておらず(白色申告)、農業所得、営業等所得または不動産所得を生ずべき業務を行う方を対象に、記帳の仕方や帳簿書類の保存制度などについての説明会を開催します。

【日時】12月10日(火)

農業所得 午前10時30分～

営業等所得 午後1時30分～

不動産所得 午後2時30分～

午後3時～

午後4時

【場所】市役所4階大会議室

【持参物】筆記用具や電卓など

詳しくは、市税務課市民税担当(TEL32・3821/FAX33・3401)まで。

## 固定資産税(償却資産)

### 申告のお知らせ

償却資産とは、事業の用に供することができる資産(土地および家屋を除く)のことです。

(例)構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品

このような事業用資産を所有の方は、毎年1月1日(賦課期日)現在の資産所有状況を1月末までに、その資産の所在する市町村へ申告してください。

#### ▼太陽光発電設備

事業用として設置している場合は、発電出力・全量売電・余剰売電に関わらず課税対象となります。なお、10kw未満で住宅用に設置している太陽光発電設備は課税対象外です。

詳しくは、市税務課固定資産税担当(TEL32・2115/FAX33・3401)まで。